

地方分権に関する提案募集への 対応について

令和3年6月18日

令和2年の地方からの提案

保育士の就業状況等の届出の努力義務化

【現行制度の概要】

直近の令和2年5月の保育士の有効求人倍率は2.18倍となっているが、全職種平均の1.10倍と比べると、依然高い水準で推移しており、保育士の確保に向けて、処遇改善のほか、資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援や、保育の現場と職業の魅力向上などの総合的な取組を行っている。

このうち、離職者の再就職支援については、現在、都道府県・指定都市・中核市のうち、64箇所において、保育士・保育所支援センターを設置し、ハローワークとの連携を図りながら、

- ・ 保育所等の求人情報を集約するとともに、
- ・ 離職する保育士に登録いただき、求人情報とのマッチング

を行っており、令和元年度予算では、業務の効率化を図るためのマッチングシステムを導入する場合の支援などを盛り込んでいる。

【提案の概要】（提案団体 岐阜県等）

保育士が保育所等を離職した場合等において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。

< 提案の主な理由 >

- ・ 県では保育士・保育所支援センターを県直営化し、保育人材の確保に向けた支援の強化を図っているが、保育士の住所や就業状況など、現況把握が困難なため、資格取得後の継続的な支援ができない。
- ・ 当県へ登録した保育士が28,564人（R1年度末時点）いる一方で、センターへ登録した保育士は661人に留まり、相当数の保育士が潜在化している。
- ・ センターでは、求人・求職のマッチング支援や、センターへの登録を呼びかけること等を目的に、市町村や保育関係団体を通じた離職者・現役保育士の登録の呼びかけ、就業状況・居住地等に応じた最新情報を発信するための専用ポータルサイトの構築など、様々な取組みを実施しているが、改善がみられない。

【主な指摘】

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）

（11）潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

保育人材確保に向けた、潜在保育士に対する研修の実施や資格試験の充実については、これまで、復帰後の保育士に対する園内研修の費用補助や年2回の保育士試験実施の取組を行ってきたところであり、引き続き研修機会の確保等による再就職支援等を行うべきである。

また、看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである。

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言（令和2年6月19日全国知事会）（抄）

3．幼児教育・保育等の充実

（2）保育の質の向上

ウ 保育士有資格者について、保育士登録制度における登録情報の更新や看護師等と同様の制度による全国的な届出制度の導入

【提案を受けた検討の方向性（案）】

離職等した保育士からの届出を努力義務化することについて、以下の必要性や負担等を踏まえ、どのように考えるか。

- ・ 必要性 保育士・保育所支援センターの再就職支援機能の強化につながり得ること。一方、看護師や介護福祉士などの他業種における届出制度においては、努力義務化後も求職者数、就職者数ともに概ね横ばいであること
- ・ 負担 例えば、届出がなされた場合の事務処理に必要な経費生じる可能性があること

保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算 39億円の内数 令和3年度予算 40億円の内数)

【主な事業内容】

潜在保育士に対する取組

- ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

人材バンク機能等の活用

- ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

< 拡充 > 以下の事業の拡充を図る。

現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。

保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。

保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費 7,200千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円

マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費 469千円

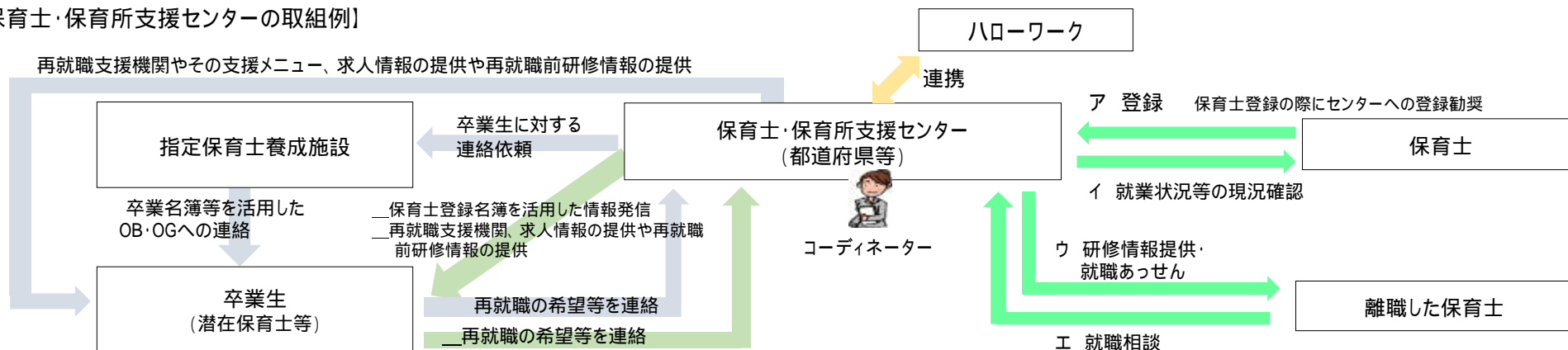
離職した保育士等に対する再就職支援 6,119千円

保育士登録簿を活用した就職促進 3,664千円

マッチングシステム導入費 7,000千円

【補助割合】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



全国の保育士・保育所支援センター (令和3年1月現在)

NO	都道府県名	実施団体		NO	都道府県名	実施団体	
1	北海道	北海道	保健福祉部福祉局地域福祉課	35	堺市	堺市	子育て支援部幼保運営課
2	札幌市	一般社団法人 札幌市私立保育園連盟	札幌市保育士・保育所支援センター	36	高槻市	高槻市	子ども未来部保育幼稚園総務課
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	青森県保育士・保育所支援センター	37	豊中市	豊中市	こども未来部こども事業課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	福祉人材研修部	38	枚方市	枚方市	子ども未来部 私立保育幼稚園課
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	宮城県保育士・保育所支援センター	39	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	兵庫県保育士・保育所支援センター
6	秋田市	秋田市	子ども未来部子ども育成課	40	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	神戸市保育士・保育所支援センター
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形県福祉人材センター (コーディネーター窓口)	41	姫路市	姫路市	姫路市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県保育士・保育所支援センター (県社協 人材研修課内)	42	西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会	西宮市保育士就職支援センター
9	郡山市	郡山市	郡山市保育士・保育所支援センター (こども部こども育成課内)	43	明石市	明石市	明石市保育士総合サポートセンター
10	茨城県	マンパワーグループ株式会社	いばらき保育人材バンク	44	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	奈良県保育士人材バンク
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	とちぎ保育士・保育所支援センター (福祉人材・研修センター)	45	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	和歌山県福祉人材センター
12	前橋市	前橋市	前橋市保育士・保育所支援センター (福祉部 子育て施設課内)	46	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	鳥取県保育士・保育所支援センター
13	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	埼玉県保育士・保育所支援センター	47	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	島根県福祉人材センター
14	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	ちば保育士・保育所支援センター	48	岡山県	岡山県	岡山県保育士・保育所支援センター
15	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	東京都保育人材・保育所支援センター	49	岡山市	岡山市	岡山市保育士・保育所支援センター
16	神奈川県 (横浜市・川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	かながわ保育士・保育所支援センター (かながわ福祉人材センター内)	50	倉敷市	倉敷市	倉敷市保育士・保育所支援センター
17	相模原市	パーソルテンプスタッフ 株式会社	相模原市総合就職支援センター	51	広島県	広島県	広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
18	新潟県	新潟県保育連盟	新潟県保育サポートセンター	52	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	山口県福祉人材センター
19	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	施設団体支援課	53	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	徳島県福祉人材センター アイネット
20	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	54	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	福祉人材センター (香川県保育士人材バンク)
21	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	福井県保育人材センター	55	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	福祉人材部人材研修課
22	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県保育士人材バンク	56	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知県福祉人材センター
23	岐阜県	岐阜県	岐阜県保育士・保育所支援センター	57	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育士就職支援センター
24	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	社会福祉人材センター	58	北九州市	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部保育課
25	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	愛知県保育士・保育所支援センター	59	福岡市	福岡市	福岡市保育士・保育所支援センター
26	名古屋市	公益社団法人 名古屋民間保育園連盟		60	久留米市	久留米市	保育士・保育所支援センター
27	豊橋市	豊橋市	豊橋市保育士・保育所支援窓口	61	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	佐賀県福祉人材・研修センター
28	岡崎市	岡崎市	岡崎市保育士・保育所支援センター	62	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	長崎県保育士・保育所支援センター
29	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	三重県保育士・保育所支援センター	63	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	熊本県福祉人材・研修センター
30	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	滋賀県保育士・保育所支援センター	64	大分県	大分県保育連合会	大分県保育士・保育所支援センター
31	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	京都府保育人材マッチング支援センター	65	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	宮崎県保育士支援センター
32	京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟	京都市保育人材サポートセンター	66	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県保育士人材バンクWEBサイト
33	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	大阪府保育士・保育所支援センター	67	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育協会	鹿児島市保育士・保育所支援センター
34	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育園連盟	大阪市保育士・保育所等支援センター	68	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 株式会社琉球新報開発	沖縄県保育士・保育所総合支援センター

46都道府県68箇所が実施。うち29自治体で社会福祉協議会が実施。

栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。

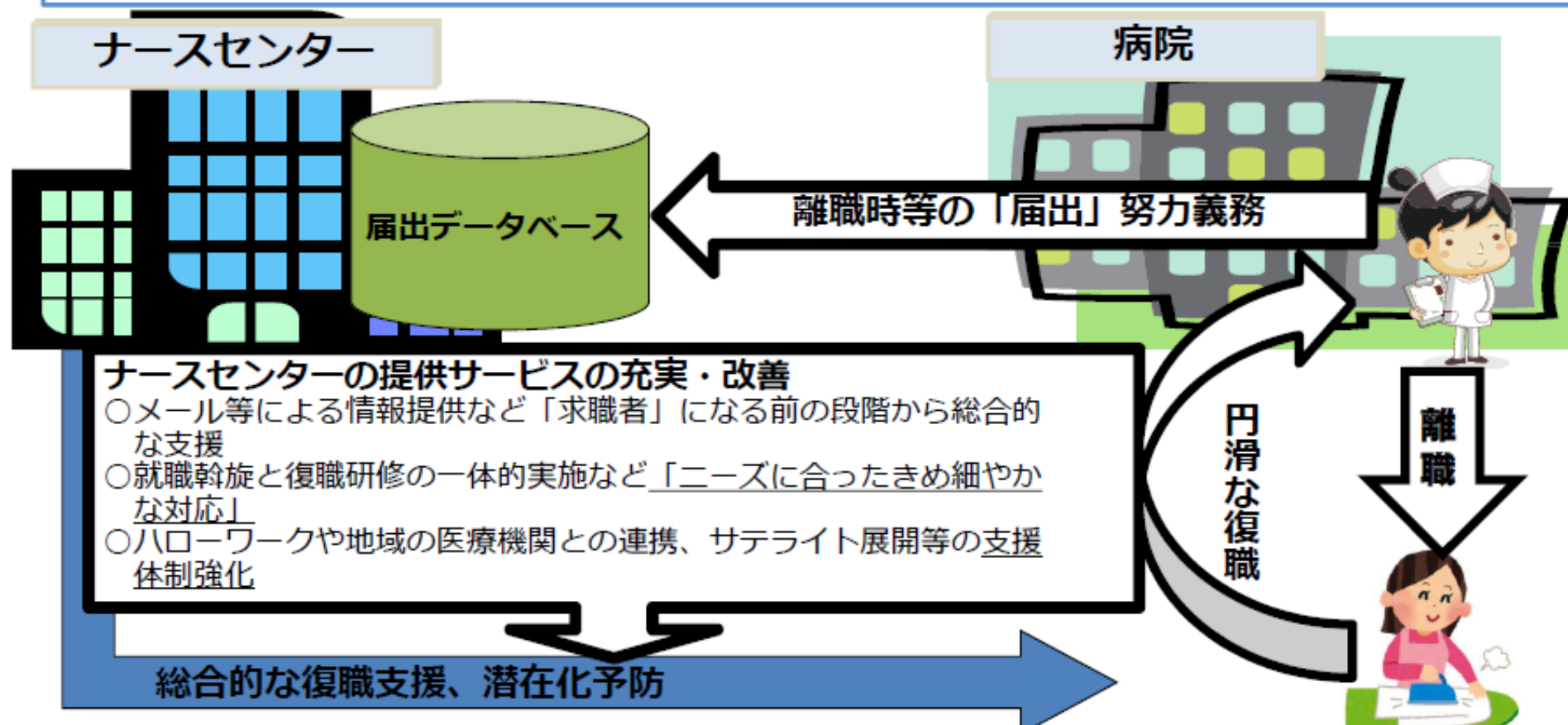
保育士・保育所支援センター等 事業実績

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	力所数	求職 件数	就職 件数	力所数	求職 件数	就職 件数	力所数	求職 件数	就職 件数
総数	60 (100%)	15,129 (100%)	3,803 (100%)	64 (100%)	14,321 (100%)	4,749 (100%)	68 (100%)	18,967 (100%)	4,495 (100%)
(実施団体の内訳)									
自治体 本庁	17 (28%)	1,892 (13%)	1,058 (28%)	20 (31%)	2,228 (16%)	1,349 (28%)	21 (31%)	2,420 (13%)	1,294 (29%)
保育関係団体	11 (18%)	2,135 (14%)	900 (24%)	12 (19%)	2,018 (14%)	994 (21%)	14 (21%)	1,862 (10%)	852 (19%)
社会福祉協議会	28 (47%)	10,262 (68%)	1,750 (46%)	28 (44%)	9,469 (66%)	2,118 (45%)	29 (43%)	12,783 (67%)	2,078 (46%)
営利企業	2 (3%)	158 (1%)	48 (1%)	2 (3%)	237 (2%)	76 (2%)	2 (3%)	103 (1%)	85 (2%)
NPO法人	2 (3%)	682 (5%)	47 (1%)	2 (3%)	369 (3%)	212 (5%)	2 (3%)	1,799 (9%)	186 (4%)

1. 保育士・保育所支援センターを開設せず、保育士再就職支援コーディネーターのみを配置している自治体を含む。
2. 求職件数：保育士・保育所支援センターが受け付けた求職の件数
3. 就職件数：保育士・保育所支援センターの紹介により就職した件数

看護師等の復職支援強化のイメージ ※平成27年10月1日施行（看護師等人材確保促進法改正）

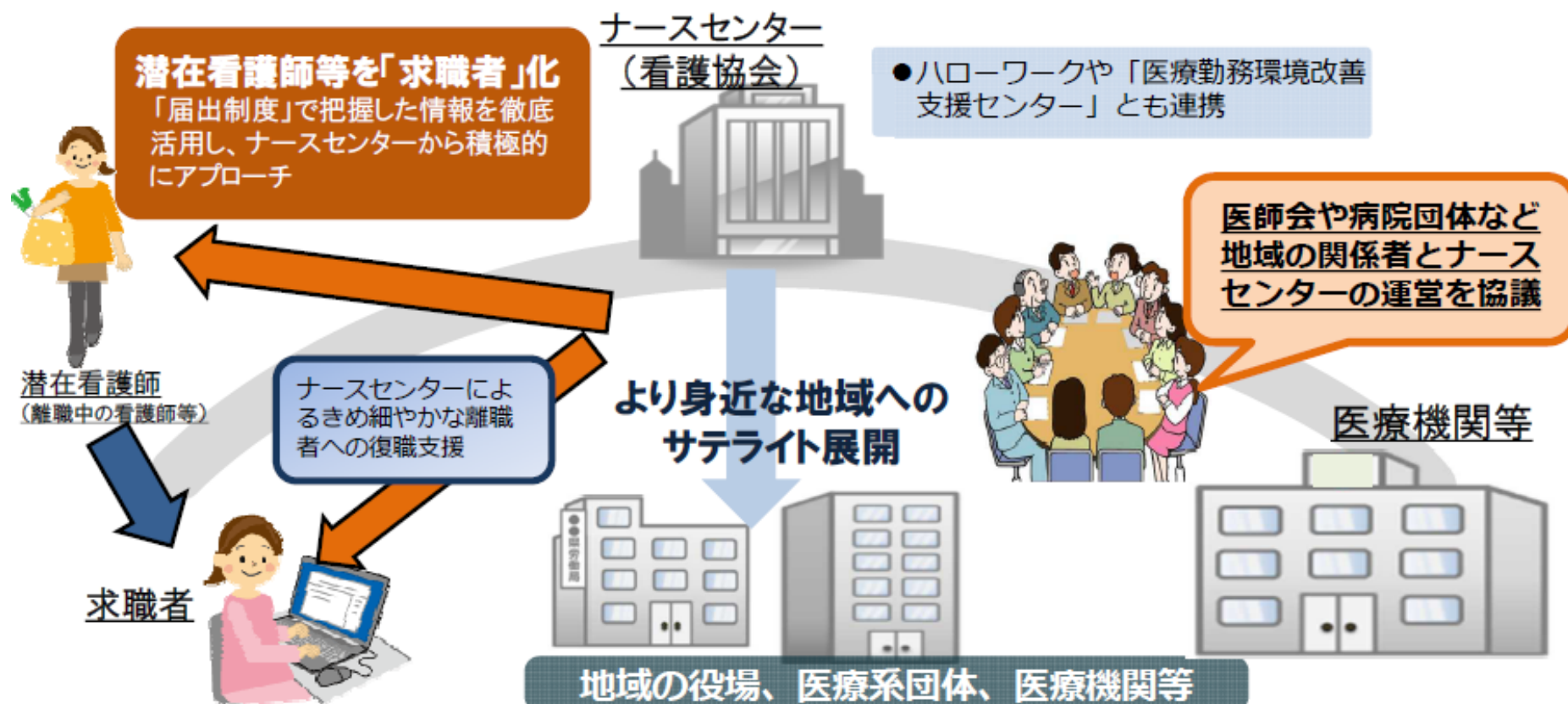
- 都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため
 - ・ 看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
 - ・ ナースセンターが、離職後も一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるようナースセンターの業務を充実・改善。
 - ・ 支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等関連規定を整備。



ナースセンター機能強化のイメージ

※平成27年10月1日施行

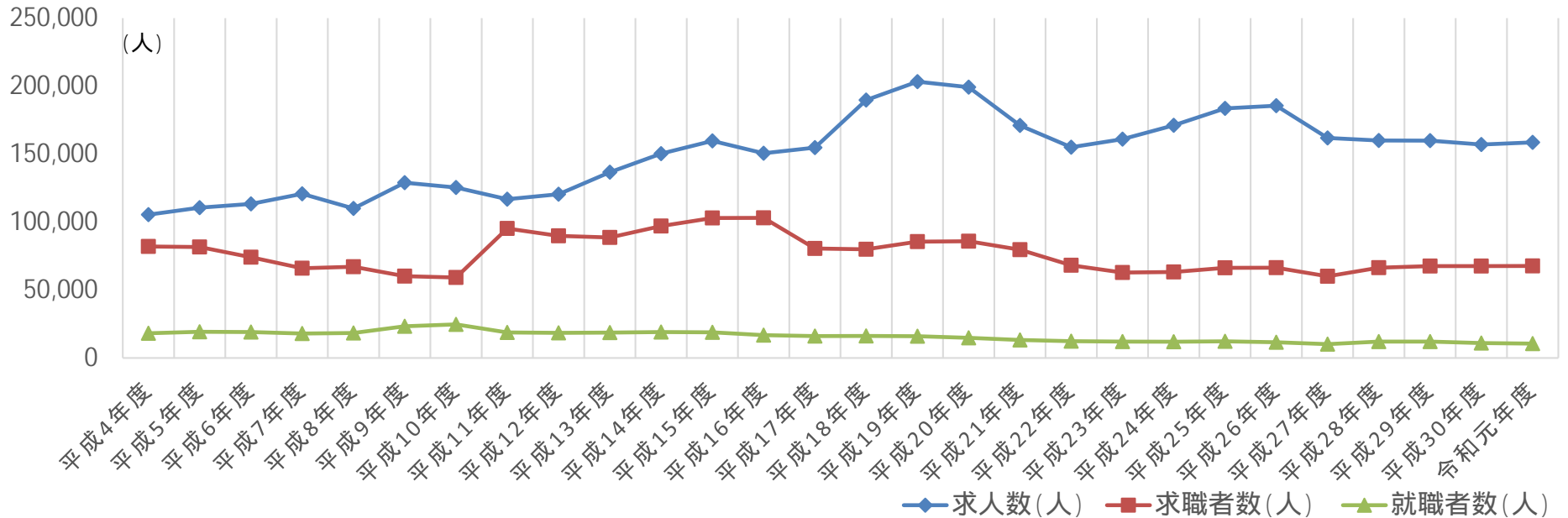
- 看護師等免許保持者について、連絡先など一定情報の届出を義務づける制度を創設。
- 「届出制」により把握した情報を活用し、ナースセンターサイドから「離職中の看護師等」に対して積極的にアプローチし、「求職者」となるよう働きかけることが重要。
- そのための体制強化を検討(例:ナースセンターへのコーディネーター配置、サテライト展開等)
- 都道府県のナースセンター運営協議会等を活用して、受け入れ医療機関(求人)サイドのニーズも汲み取りながら、ナースセンターによる看護職員確保対策を協議。



ナースセンター事業

登録の努力義務化は、平成27年10月から施行

ナースセンター事業実績



	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
求人数(人)	105,466	110,655	113,408	120,822	109,991	128,950	125,472	116,842	120,516	136,681	150,357	159,731	150,626	154,773	189,808	203,278
求職者数(人)	82,094	81,670	74,106	66,097	67,090	60,197	59,225	95,288	89,871	88,714	97,035	103,044	103,105	80,561	79,983	85,627
就職者数(人)	18,190	19,303	19,101	18,019	18,423	23,348	24,751	18,820	18,492	18,737	19,067	18,945	16,830	16,107	16,227	16,071

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求人数(人)	199,283	171,057	155,058	161,010	171,156	183,588	185,578	161,913	159,999	159,891	157,087	158,602
求職者数(人)	85,954	79,675	68,199	62,844	63,309	66,311	66,477	60,314	66,485	67,614	67,620	67,710
就職者数(人)	14,864	13,272	12,398	12,073	11,993	12,270	11,584	10,200	12,085	12,119	10,970	10,666

第5次NCCS(平成27年度以降)より登録方法がプロフィールのみでも可能となったが、求職者数には、プロフィール登録のみの登録者は含まれていない。

出典：中央ナースセンター事業報告書を基に作成

医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ

令和元年11月15日(金) 抜粋

2) 復職支援

看護職員はおよそ9割が女性であり、出産や子育て、介護など休職・離職の機会が多い。本分科会では、こうした状況においてそのときどきのライフイベントを踏まえながら、生涯にわたり国家資格を有する人材として看護職員が長く働き続けられるようなキャリア形成支援を行うことの必要性が確認された。

復職支援について国や都道府県では、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などを行うナースセンター事業に対する補助、潜在看護師等の再就業の促進を図るための臨床実務研修に対する補助を実施している。ナースセンター事業については、実際に看護職員としての就業経験を有する職員による丁寧な相談を実施できることから、ハローワークをはじめ雇用関係部局とも連携した取組みを進めることにより、再就業支援が一層促進されることが期待される。

また、都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援強化を意図した看護師等免許保持者の届出制度が、平成27年10月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正規定に基づき創設された。これにより、看護職員は離職時等に都道府県ナースセンターへ届け出ることが努力義務となり、ナースセンターは届け出た離職者の状況に合わせた復職支援等を行うことで、看護職員としての切れ目のないキャリア形成の支援を行う体制が整備された。しかし、現状は届出制度に関する認知度が看護職員全体の3割程度、届出者数は離職者数の1割に留まり、本分科会では届出者が届出を実施するメリットが実感できない等の課題があげられ、制度運用の改善も含め、都道府県ナースセンターの機能強化策について議論された。

以上を踏まえ、具体的には次の施策を進めていくべきではないか。

ナースセンター・ハローワーク連携事業による看護職員確保の更なる推進に向けた、都道府県労働局及びハローワーク、ナースセンターへの好事例の周知

相談の質を高めるため、ナースセンター相談員や職員がキャリアコンサルティングの専門知識や技術を習得するための支援

ナースセンターの相談員や職員が、相談対応等について必要なアドバイスを受けられる体制づくりの検討

政府広報等による届出制度の普及啓発の強化等

届出件数を伸ばしている都道府県の取組等、好事例の収集分析、展開

届出者のニーズに合わせた情報、コンテンツの提供

届出者にとってeナースセンターが利用しやすく満足度の高い就職に繋げられる仕組みとなるようなマッチング機能の充実などのシステム改善

なお、届出制度の見直しに関して、本分科会では資格保有者全体を把握する仕組みの必要性についても議論があった。看護職については、医師や歯科医師のような資格保有者全体を把握する仕組みがなく、潜在看護職員を把握することが困難であることから、未就業者も含めた新たな届出の在り方についても今後検討していくことが重要である。

復職支援において都道府県ナースセンターに引き続き求められる役割は大きい。今後は離職者の再就業支援に限らず、休職者への復職支援や定年退職前後の「プラチナ・ナース」の就業支援等、人材養成・キャリア支援機関として、さらには訪問看護事業所や介護保険施設等における人材確保・定着に向けて、その機能の拡充及び強化を目指すことが望ましいと考えられる。その際、ナースセンターの相談員や職員が介護保険施設等の情報を適切に把握できる体制を整備し、領域別偏在の調整に繋げることが必要である。また、都道府県間で差がみられるナースセンターの人員体制等の整備や、医師会や病院団体等との効果的な連携を進めていくためのナースセンター事業運営協議会の活性化、医療勤務環境改善支援センター等との連携促進、都道府県ナースセンター間の連携についても併せて検討する必要がある。

介護人材の届出システムの概要(平成29年4月1日稼働)

1 届出の概要

社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。

※ 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程の修了者も届け出ることが可能となっている。

2 届け出るタイミング

①社会福祉事業等を実施する事業所を離職するなど以下の場合

- ◆介護福祉士等が離職した場合
- ◆社会福祉事業等に従事しなくなった場合
- ◆介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合
- ◆平成29年4月1日において、現に業務に従事していない介護福祉士等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

3 届け出る事項

- ◆氏名、生年月日及び住所
 - ◆電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
 - ◆介護福祉士の登録番号及び登録年月日
 - ◆就業に関する状況
- ※上記の他、任意事項として、復職意向や希望条件など

4 届け出る方法

◆届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※人材センターへの来所による届出も可。

<http://www.fukushi-work.jp/todokede/> (介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」)



5 関係者による届出の支援

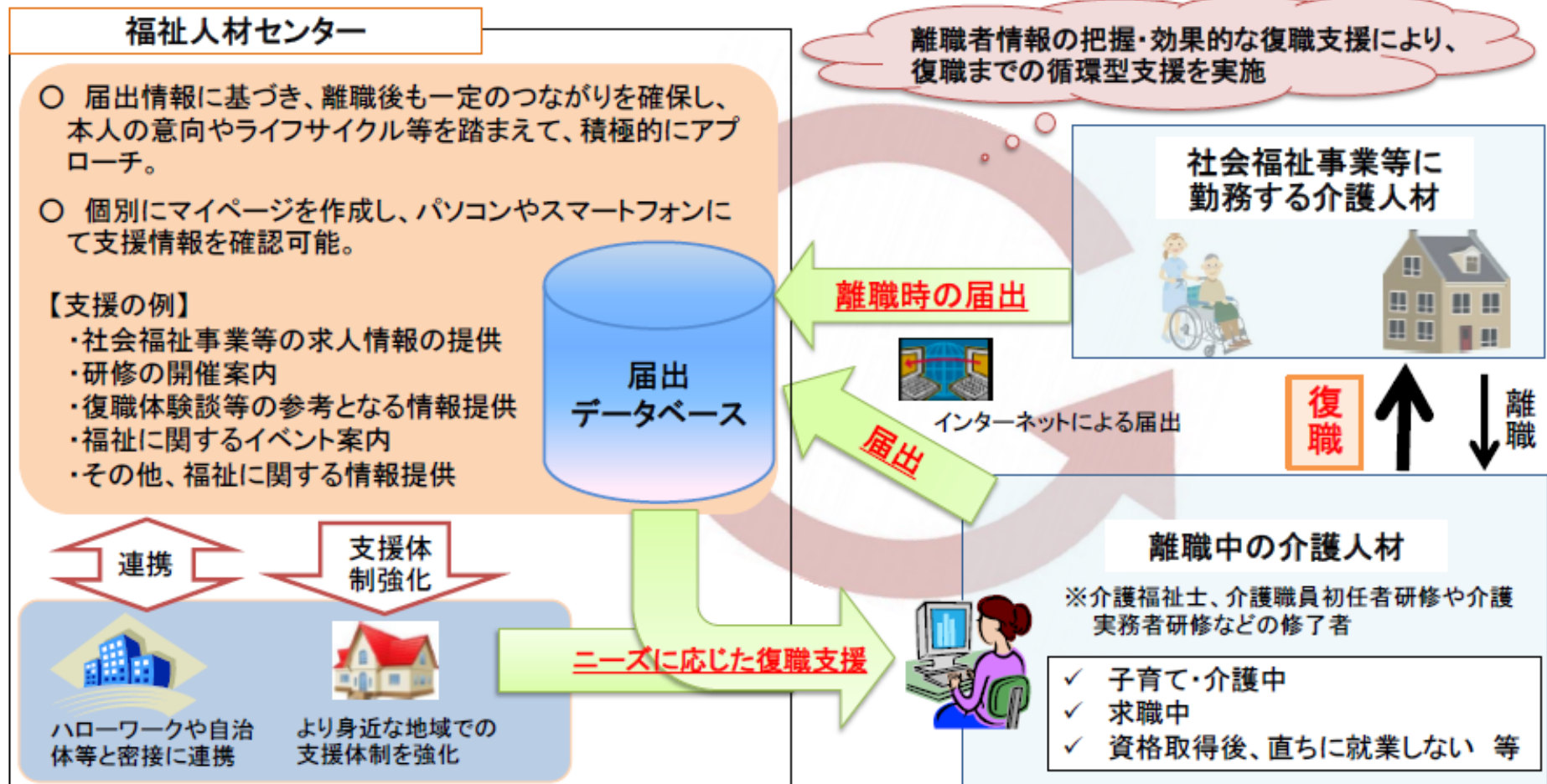
①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- ◆社会福祉事業等を経営する者
- ◆介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者

②「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

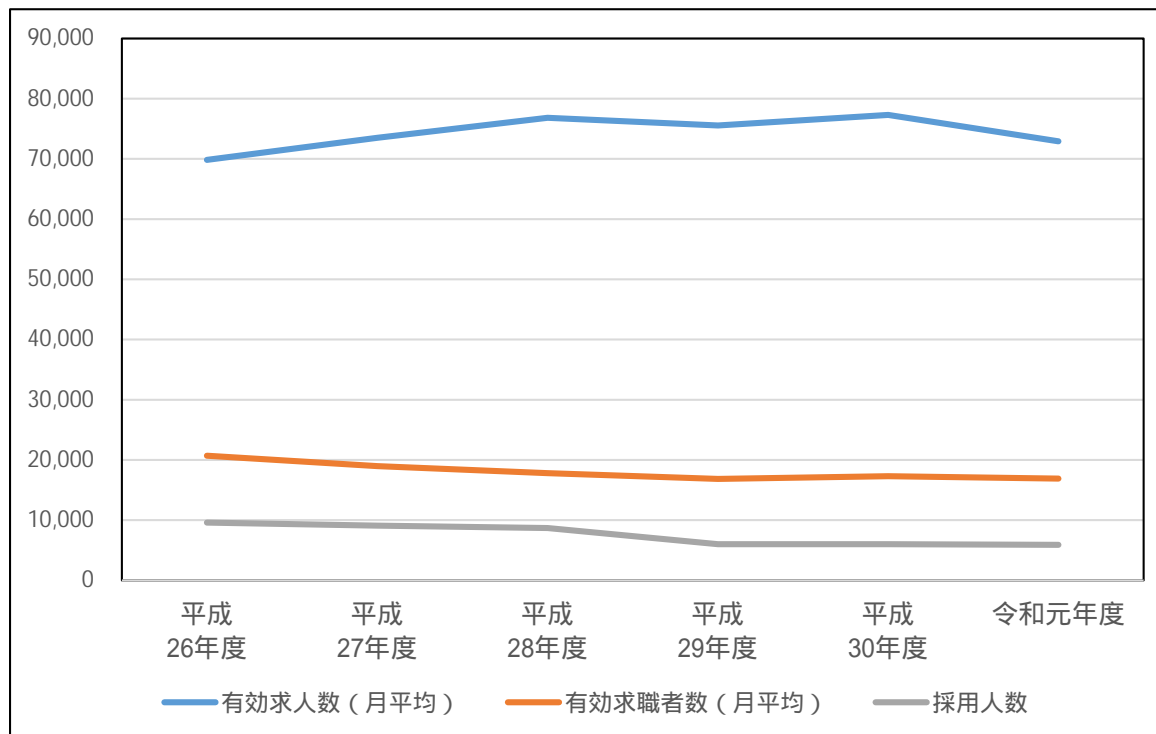
福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。



福祉人材センターの事業実績（登録者・求職者数など）の推移

登録の努力義務化は、平成29年4月から施行



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有効求人数（月平均）	69,852	73,502	76,821	75,550	77,297	72,924
有効求職者数（月平均）	20,692	18,977	17,800	16,863	17,292	16,899
採用人数	9,607	9,080	8,695	6,020	6,019	5,901

（参考）各センター・バンクが都道府県等に報告した採用人数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
採用人数	16,662	16,475	14,722	11,775	11,558	10,832

各センター・バンクが、福祉人材情報システムに加え、システム外で管理している採用人数も含む。

令和2年の地方からの提案

保育所等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更

【現行制度の概要】

保育所の基準については、都道府県が条例で定めることとされているが、子どもの健康や安全、発達に直接影響のある事項については、国が最低限の基準を定めることとしており、保育所の居室面積に係る基準については「従うべき基準」としている。

1 保育所の居室面積に係る基準

- | | |
|--------------|-------------------|
| < 2歳未満児 > | < 2歳以上児 > |
| ・乳児室 1.65㎡/人 | ・保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 |
| ・ほふく室 3.3㎡/人 | |

ただし、待機児童解消までの一時的な措置として、以下の要件を満たす一部の地域に限り、国の基準を「標準」とし、合理的な理由がある範囲内で、国と異なる内容を定めることができることとしている。（居室面積の特例）

2 居室面積の特例の要件（実施は大阪府大阪市のみ）

次の1 又は2 のいずれ れかに 該当す ること	1 以下のいずれにも該当する市区町村	2 以下のいずれにも該当する市区町村
	待機児童数が100人以上 平均地価が三大都市圏平均を超えること	待機児童数が100人以上 平均地価が三大都市圏のうち最も低い都市圏を超えること 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のため の措置並びに当該措置を講じてもなお土地確保が困難である旨及び その理由を公表していること

【提案の概要】（提案団体 長野県須坂市長野県中野市、長野県飯山市、長野県茅野市 等）

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更すること。

< 提案の主な理由 >

- ・ 子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。
- ・ 小規模保育事業所を整備することで令和2年度は待機児童が解消されたが、途中入所の希望も多く、保育所等の居室面積を緩和できると預かれる児童が増え、待機児童の発生を抑制することができる。
- ・ 全体的に園児数は減少傾向であるものの、核家族化、共働き世帯の増等により3歳未満児の入所が増加しているが、施設については建設年度が古いものが多く、未満児室を中心に面積基準をクリアすることが困難になってきている。出生数は減少傾向であり将来的な園児数の増加が不明確な中で、多額の経費を要する増築等もなかなかできない状況である。

【提案を受けた検討の方向性（案）】

政府としては、昨年12月にとりまとめられた新子育て安心プランにおいて、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応することとしている。

こうした中、地方からの提案を踏まえ、待機児童の発生を抑制するため、保育所等の居室面積に係る基準の取扱いに関する以下の2つの案についてどのように考えるか。

案1 居室面積の特例を見直し、待機児童数や地価の要件によらず、「保育需要が増大する見込みであるが、保育所等を新たに建設する必要性や増築する必要性までは認められず、その旨を公表していること」に該当する市区町村についても特例の対象とし、国と異なる居室面積に係る基準を定めることができることとする案。

- 1 要件に該当する市区町村の例としては、現在は待機児童はいないが、今後、保育需要の増大により、小規模保育事業所（定員上限 19名）等を整備する必要性までは認められず、待機児童が発生する可能性がある場合などが考えられる。
- 2 特例の適用を希望する市区町村は、現行の特例と同様、事前に国に対して申請を行い、国においては、必要な確認を行った上で、対象となる市区町村を告示により定める。

案2 保育所の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す案。

(参考)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(抄)

(設備の基準)

第1条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

四 (略)

五 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

七・八 (略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)(抄)

附 則

(保育所に係る居室の床面積の特例)

第4条 都道府県が第13条の規定による改正後の児童福祉法(中略)第45条第1項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日〔令和5年3月31日〕までの間、同条第2項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

新子育て安心プランの概要

令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考)平成31年 77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標 82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標 5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標 3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標 4年間で約14万人)

令和6年度末

新子育て安心プランにおける支援のポイント

地域の特性に応じた支援

保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

人口減少地域の保育の在り方の検討

魅力向上を通じた保育士の確保

- (例)
- ・**保育補助者の活躍促進**(「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
 - ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
 - ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

地域のあらゆる子育て資源の活用

- (例)
- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**(施設改修等の補助を新設)や**小規模保育**(待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し 6人増しまで可とする))の**推進**
 - ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
 - ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充**(1日1枚 1日2枚)
 - ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**